

＜今年度の注意事項について＞  
取扱いが例年と異なりますのでご注意願います。

補助額の取扱い

令和4年度補正予算においてテールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用2段積みデッキについては、補助対象機器の導入費がわかる挙証書類が必ず必要になりますので、ご注意願います。

※導入費とは、補助対象機器の購入価格です。なお、補助対象機器装着に係る取付工賃や消費税（地方消費税含む）は、導入費に含まれません。

	種類	補助率	上限額
テールゲート リフター	アーム式	補助対象機器の導入費の1/6補助	1台あたり10万円
	垂直式	補助対象機器の導入費の1/6補助	1台あたり10万円
	後部格納式	補助対象機器の導入費の1/6補助	1台あたり20万円
	床下格納式	補助対象機器の導入費の1/6補助	1台あたり20万円

※補助対象経費に補助率を乗じた額に1千円未満の単数がある場合は切り捨てとする。

(例：床下格納式の導入費が100万円の場合は、166,000円補助)

	種類	補助率	上限額
トラック搭載型 クレーン	大型	補助対象機器の導入費の1/6補助	1台あたり70万円
	中型	補助対象機器の導入費の1/6補助	1台あたり60万円
	小型	補助対象機器の導入費の1/6補助	1台あたり50万円

※補助対象経費に補助率を乗じた額に1千円未満の単数がある場合は切り捨てとする。

(例：大型の導入費が400万円の場合は、666,000円補助)

トラック搭載用 2段積みデッキ	補助対象機器の導入費の1/6補助 (1基上限6万円かつ車両1台あたり上限3基まで)		
--------------------	--	--	--

※補助対象経費に補助率を乗じた額に1千円未満の単数がある場合は切り捨てとする。

# ご注意ください

導入後申請の「請求書」には、必ず補助対象機器の導入額（取付工賃及び消費税を含まない「購入単価」）の記載が必要となります。また、導入前申請の「見積書」にも必ず補助対象機器の導入額の記載が必要です。なお、記載がない場合は、販売会社の担当者に導入額を記載してもらう必要がありますので、ご注意ください。

<手書き等で追記が必要な事項>

- ・ 記載日
- ・ 会社名
- ・ 担当者氏名
- ・ 補助対象機器の導入費（取付工賃及び消費税を含まない「購入価格」）

例1（値引きがある場合） 値引き後の単価記載（補助対象機器から値引きしていない場合はそのまま単価を記載）

例2（明記していない場合） 未記載の単価を記載

## 【導入費を明記しているが特別値引き等がある明細の場合】

品目	数量	単価	金額
車両本体	1	6,000,000	
架装バン	1	3,000,000	
格納式ゲート（型式aaaa）	1	1,200,000	
税・諸経費等省略			
特別値引き		-200,000	
車両合計		10,000,000	
備考	<p style="text-align: center;"><b>&lt;追記イメージ&gt;</b> <b>記入日 R5.3.10</b> <b>〇〇トラック販売(株)東京支店</b> <b>全国 太郎</b> <b>値引き後1,200,000円（機器単価）</b> <b>（値引きは車体本体より）</b></p>		

## 【導入費を明記していない明細の場合】

品目	数量	単価	金額
車両本体（型式aaaaゲート付き）	1	10,000,000	
税・諸経費等省略			
車両合計		10,000,000	
備考	<p style="text-align: center;"><b>&lt;追記イメージ&gt;</b> <b>記入日 R5.3.10</b> <b>〇〇トラック販売(株)東京支店</b> <b>全国 太郎</b> <b>1,200,000円（機器単価）</b></p>		

なお、提出する書類や資料は、虚偽の記載や改ざんは認められません。

虚偽の記載や資料の改ざん等の不正行為の疑いがある場合は、申請者及び関係者等に対し必要に応じて調査を実施します。

不正が認められた場合は、処分を行いますので、詳細は募集要領P1をご参照ください。

## 優遇措置の取扱い

予算額を超過する申請があった際は、抽選による交付決定を行います。この場合、Gマーク取得（※1）の申請者（※2）を最も優先（但し複数台（※3）申請があった場合は、そのうち1台に限り優先する）して、交付決定を行います。Gマーク取得している場合は、複数台申請の有無に関わらず認定証を必ず申請書とともにご提出ください。

また、次の何れかに該当する申請者（※2）に対しても優遇しますので、以下取組を行っている場合は、必ず申請書とともに挙証書類をご提出ください。

＜優遇対象事業者＞

- ・「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言（※4）
- ・運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度取得）（※5）
- ・パートナーシップ構築宣言（※6）

なお、交付決定の優先順位は、下記の通りとする。

- （1位）Gマーク取得の申請者（※2）からの申請分（1台目）
- （2位）優遇対象事業者に該当する申請者（※2）からの申請分（1台目）
- （3位）優遇対象事業者に該当しない申請者（※2）からの申請分（1台目）
- （4位）Gマーク取得の申請者（※2）であって  
優遇対象事業者に該当する申請者（※2）からの申請分（2台目）
- （5位）Gマーク取得の申請者（※2）であって  
優遇対象事業者に該当しない申請者（※2）からの申請分（2台目）

・申請額の合計が予算枠を超過した場合は、上記優先順位に従い、書類到着後に全ト協よりFAX返信する「申請書類等受領連絡票」に記載された受付番号の下1桁（1桁目で決まらない場合は下2桁）の数字が全ト協において抽選により抽出する0から9の数字の1つ（1桁目で決まらない場合は2つ）と合致する申請者に対し、交付決定を行う。

・優先順位1位の申請に対する交付決定の結果、予算残が生じた場合は、2位の申請について交付決定を行う。なお、2位の申請額の合計が予算残額を超過した場合は、上記と同様の方法により交付決定を行う。以降、3位も同様の扱いとする。

- ※1 「Gマーク取得」とは、申請時点で全ト協による貨物自動車運送事業安全性評価事業の認定を受け、有効期間中の同認定証が確認できるものが対象となります。
- ※2 リース事業者の場合は、使用者が該当すること。
- ※3 複数台を同時申請する場合は、申請時に補助額が高いものから順に1台目、2台目と定めて申請を行うこと。特に、自社所有車両とリース車両の申請が混在する場合やリース会社が車両毎にそれぞれ異なる場合は、自動車リース事業者と相談の上、順位付けを行うこと。
- ※4 「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言とは、申請時点で「ホワイト物流」推進運動ポータルサイトの賛同企業リストに掲載されているものが対象となります。
- ※5 働きやすい職場認証制度取得とは、申請時点で同制度の認証を受けており、有効期間中の登録証が確認できるもの、または運転者職場環境良好度認証制度認定事業者の検索サイトに掲載されているものが対象となります。
- ※6 「パートナーシップ構築宣言」とは、申請時点で「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト登録企業リストに掲載されているものが対象となります。